

## 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 法令遵守規程

### (目的)

第1条 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター（以下「当センター」という）は、社会の重要な担い手となるNPOの活動(市民による自発的な問題解決行動)を応援し、NPOが活発に活動できる社会環境を整え、そして、NPOと行政セクターや企業セクター、市民との出会いの機会を創り出すことを通して、安心して生きられる活力ある社会の創出を目的としています。

この法令遵守規程は、私たちが上記目的を達成するために日々の業務を行っていく中で、組織の社会的責任を果たし、法令等を遵守して行動するための基本的な姿勢を定めたものです。

### (適用範囲)

第2条 国際化や情報化、規制の緩和が進展し、様々な社会問題が噴出していく中で、NPOの活動もより求められ、同時に、その社会性倫理性と意志決定の迅速さが求められる現在にあって、もっとも重視されるのは、法令遵守（コンプライアンス）の理念に従おうとする、各人の精神態度であり、勇気を伴った良心です。そのため、この良心に基づいた倫理判断を業務の基本に据えることが大切となってきます。ですから、この規程は職務内容に関わりなく、全ての役職員およびボランティアに適用されます。

### (行動基準)

第3条 私たちは、高い倫理観と自己規律に基づいて以下の行動基準に則って行動し、法令等の遵守を積極的に実践します。

- ① 私たちは、毎日、誇りと公正な視点、誠実な心を忘れずに仕事に取り組みます。  
私たちは、毎日の業務を行うにあたって、法令、諸規程及び社会規範に則り、誇りと公平さ及び向上心をもって、誠実に行動します。
- ② 私たちは、公私のけじめをはっきりとつけます。  
私たちは、高い倫理観と自己規律に基づいて、公私のけじめをつけて行動します。
- ③ 私たちは、情報を適切に取り扱います。  
私たちは、法令に則り、情報セキュリティ対策と個人情報保護を適切に行うと同時に、非営利公益活動組織として、情報公開の重要性を理解し、積極的な開示に努めます。
- ④ 私たちは、人権を尊重し、風通しの良い職場環境を作ります。  
私たちは、性的差別やセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、人権を脅かすような行為に対しては厳しく対処します。同じ職場で働く者の多様な個性を尊重することで、安全かつ安心して能力を発揮できるよう、風通しの良い職場環境を作ります。
- ⑤ 私たちは、地域・社会に貢献します。  
私たちは、本来の業務を通して地域と社会に貢献するものですが、さらに得られた成果を分かりやすく地域・社会に伝えることで、社会的不安の緩和に役立つことを強く願うものです。
- ⑥ 私たちは、環境に配慮して行動します。  
私たちは、地球市民社会の一員として、社会全体に関わる環境問題に関心を持ち、環境に対する負荷を少しでも軽くすることに努力し、協力します。
- ⑦ 私たちは、法令及び諸規程の違反に対しては厳正に対処します。

私たちは、法令及び諸規程の違反を知った時は、直ちに規程に従った通報を行うとともに、これを是正し、再発防止策を定めます。法令及び諸規程の違反の事実を繕ったり、隠したりしません。法令及び違反や事実の隠蔽等に対しては、就業規則等の定めに従い厳正に対処します。

(最高責任者)

第4条 適正かつ円滑に実施するため、代表理事又は代表理事が任命した者を、法令遵守体制の責任者とします。

(責任者の役割)

第5条 法令遵守責任者は、法令遵守の体制の確保のため、周知徹底、法令遵守のチェック及びそれらに基づく評価等について、責任者としての役割を担うものとします。

(法令遵守の体制)

第6条 法令遵守の重要性を理解させ確実な実施を図るため、計画的に教育を行います。毎月の定例会議の場を利用して、法令遵守の周知徹底を図るものとします。

- 2) 役職員は、法令及び本規程に対する違反の事実を知った場合、または違反のおそれがある場合には、速やかに所属施設の責任者に報告するものとします。なお、直接、法令遵守責任者に対して報告することもできます。
- 3) 違反事項について報告を受けた場合には、速やかにその事実関係を確認するとともに、速やかに必要な措置を講じるものとします。

(監査)

第7条 最高責任者は、本規程に基づき、業務が適正に実施されていることを確認するため、随時、監査を行うことができます。

(罰則)

第8条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、就業規則及び理事会の決議等により処罰の対象となります。

附則 この規程は、平成21年9月25日制定